

令和5年3月和水町議会第1回定例会会議録

令和5年3月6日和水町議会第3回定例会を議場に招集された。

1. 令和5年3月6日午前10時00分招集

2. 令和5年3月6日午前10時00分開会

3. 令和5年3月6日午後3時12分閉会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩 繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木 淳	6番 齊木幸男
7番 坂本敏彦	8番 竹下周三	9番 秋丸要一
10番 笹渕賢吾	11番 蒲池恭一	12番 高木洋一郎

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	有働和明	書記	鴨川奈々
-------	------	----	------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	石原佳幸	教 育 長	米田加奈美
総務課 長	石原康司	総合支所長兼住民課長	中嶋光浩
建設課 長	中嶋啓晴	税務住民課長	松尾 修
まちづくり推進課長	坂口圭介	保健子ども課長	宇野貴子
福祉課 長	樋口幸広	商工観光課長	中原寿郎
学校教育課長	下津隆晴	農林振興課長兼農業委員会事務局長	上原克彦
社会教育課長	池上圭造	特養施設長	前淵康彦
病院事務部長	高木浩昭	会計管理者	大山和説

12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告及び施政方針

日程第5 委員長報告 行政視察研修報告

日程第6	議案第2号	和水町個人情報保護法施行条例の制定について
日程第7	議案第3号	和水町情報公開・個人情報保護審査会条例及び和水町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第4号	和水町総合支所設置条例等の一部改正について
日程第9	議案第5号	和水町課設置条例等の一部改正について
日程第10	議案第6号	公益的法人等への和水町職員の派遣等に関する条例の制定について
日程第11	議案第7号	和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第8号	和水町宅地分譲条例の廃止について
日程第13	議案第9号	和水町国民健康保険条例の一部改正について
日程第14	議案第10号	和水町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第15	議案第11号	和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第12号	和水町附属機関設置条例の一部改正について
日程第17	議案第13号	和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第18	議案第14号	和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第19	議案第15号	和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第20	議案第16号	和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第21	議案第17号	令和4年度 和水町一般会計補正予算（第6号）
日程第22	議案第18号	令和4年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第5号）
日程第23	議案第19号	令和4年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）
日程第24	議案第20号	令和4年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）
日程第25	議案第21号	令和4年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
日程第26	議案第22号	令和4年度 和水町下水道事業会計補正予算（第4号）
日程第27	議案第23号	令和4年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第3号）
日程第28	議案第24号	令和4年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）
日程第29	議案第25号	令和4年度 和水町病院事業会計補正予算（第4号）
日程第30	議案第26号	令和5年度 和水町一般会計予算
日程第31	議案第27号	令和5年度 和水町国民健康保険事業会計予算
日程第32	議案第28号	令和5年度 和水町介護保険事業会計予算
日程第33	議案第29号	令和5年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計予算

- 日程第34 議案第30号 令和5年度 和水町簡易水道事業会計予算
日程第35 議案第31号 令和5年度 和水町下水道事業会計予算
日程第36 議案第32号 令和5年度 和水町春富財産区特別会計予算
日程第37 議案第33号 令和5年度 和水町後期高齢者医療事業会計予算
日程第38 議案第34号 令和5年度 和水町病院事業会計予算
日程第39 議案第35号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第40 発議第1号 和水町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
日程第41 陳情等の委員会付託等について
-

開会 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

ただいまから、令和5年第1回和水町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を行います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高木洋一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において2番 千々岩繁君、3番 木原泰代君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（高木洋一郎君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの8日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月13日までの8日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（高木洋一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和5年第1回和水町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、御多忙のところ御出席を賜わり、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出された諸議案は、条例15件、補正予算9件、当初予算9件、その他1件、人事案件1件の計35件であります。

この諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達されますよう切望してやまない次第であります。

なお、本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下、教育委員会の説明者の出席を要請しております。

また、12月定例会以降の主な行事及び地方自治法第125条の2第3項の規定に基づき報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況は、別紙にて、お手元に配りましたとおりです。

さて、ロシアによるウクライナ侵略戦争が始まって1年が経過しました。いまだに停戦の兆しが見えない状況で、多くの兵士やウクライナ市民が尊い命を落としています。日本国内においても、エネルギーや食料品が高騰し大きな経済的影響を受けています。一日も早い停戦を願うばかりであります。

また、新型コロナウイルス感染症は全国的に感染者が減少しています。去る2月の戦国肥後国衆まつりは、俳優の勝野洋さんをお招きして例年以上の盛り上がりを見せました。

また、3月13日からはマスク着用も個人の判断に委ねられるよう緩和されます。

各位におかれましては気を緩めることなく、感染予防対策を十分講じられ、諸般の議事運営に御協力を賜われますようお願い申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わり、開会の挨拶といたします。

日程第4 行政報告及び施政方針

○議長（高木洋一郎君） 日程第4、行政報告及び施政方針を行います。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 皆様、改めましておはようございます。

（おはようございます。）

町長の石原でございます。令和5年第1回水町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。町民の皆様におかれましても、平素より町政に関心をお寄せいただいておりますことに敬意を表し、心より感謝申し上げます。

それでは、定例議会に当たり、行政報告並びに令和5年度に向けての施政方針を御説明いたします。

まず、発生から3年が経過した新型コロナウイルス感染症は、マスク着用の取扱いが3月13日から個人の判断に委ねられることや、感染症法上の位置づけが5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることなど、規制緩和の動きが広がっています。

また、熊本県のリスクレベルが1に引き下げられ、町内ではイベントや行事の開催が増加し、人と人との交流の機会が増えうれしく思っておりますが、その一方で、再度の感染拡大に対して

気を緩めることなく対策を行っていきたいと考えています。

新型コロナの収束が見えてきた矢先ではありますが、2月6日にトルコ、シリア大地震が発生し、数度にわたる大きな揺れにより、これまで5万人以上の犠牲者や建物等への多くの被害が確認されています。

また、発生から1年が経過したロシアのウクライナ侵略においては、いまだに終息の兆しが見えず、その影響から原油価格の高騰や物価高が続いており、地域を取り巻く環境は一層、厳しくなることが予想されます。

このように大変厳しい社会情勢の中ではありますが、周囲の状況に臨機応変に対応し、町民の皆様安心して暮らしていただくために、各種施策を推進してまいりますので、今後とも引き続き、御理解、御協力をよろしくお願いします。

それでは、令和4年第4回定例会以降の主な行政報告を申し上げます。

まず12月27日から30日までの4日間、和水町消防団による年末警戒が実施され、初日の年末警戒出発式及び規律の遵守に参加し、活動状況を拝見いたしました。

また、1月8日には、3年ぶりとなる和水町消防出初め式を開催し、当日は晴天に恵まれ盛会のうちに終了することができました。和水町消防団の皆様には、新型コロナの感染対策を行いながら、防災活動や行事に御尽力をいただいております、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

次に、1月27日には、町民の方々との座談会を開催し、意見や提案を伺う機会を設けました。第1回目となった今回は子育てをテーマに参加者を募集し、9名の方に御参加いただき、子育て中の皆様の思いや意見など様々な御意見をいただいたところです。今後もテーマを変えながら座談会を開催し、そこで出た課題を各種施策につなげていきたいと考えています。

そのほかの行事につきましては、お手元にお配りしております報告書にて御報告とさせていただきます。

次に、令和5年度に向けての施政方針を御説明いたします。

皆様、御承知のとおり和水町における大きな課題の一つに人口減少、少子高齢化があります。この課題の解決に向け、保育園副食費の無償化、小中学校の給食費無償化、出生祝金の拡充や入学祝金の新設など、子育て支援策の充実に向けた予算を計上し、定住人口そして出生数の増加を目指し取り組んでまいりたいと考えています。

昨年4月所信表明でも申し上げましたが、和水町の少子高齢化、人口減少については、和水町人口ビジョンで示した人口を大幅に上回るペースで減少しています。和水町発足時の平成18年3月末には1万2,398人だった人口は、令和5年2月末現在9,270人となっており、3,128人、約25%減少しています。

人口ビジョンの目標人口と比較すると、令和10年の目標値であり、5年前倒しで人口減少が進んでいる状況です。また、2040年の目標値を8,090人、2060年を6,411人と設定していますが、このまま進めば5,000人を下回る可能性があり、住民サービスに多大な影響が出ることが予想されます。これに加え、和水町発足以降、平成20年代は60人から70人であった出生者数は平成30年以降、40名前後と急速に減少しており、この回復が喫緊の取り組むべき課題と捉えています。

人口減少及び少子高齢化については、全国的な課題であり、他市町村においても様々な施策を講じている中、本町もこの危機的な状況を目の当たりにし、待ったなしのスピードでスピード感を上げて施策に取り組む必要があると考えています。

若者世代の町外への流出に歯止めをかけ、また、T SMCの進出により熊本の経済に明るい兆しが見える今、企業誘致とともにT SMC周辺まで高速道路で30分、一般道で45分という交通の利便性、宅地の価格帯を強みとして、町外の方々に選択していただく町を目指したいと考えています。そのためには、子育て支援策の充実は不可欠であり、教育・医療・住宅施策と併せて、まちづくりを展開しなければならないと考えています。

また、子育て支援策の実施に当たっては、その財源としてふるさと納税寄附金を活用することを御説明しております。

令和5年に計画している子育て応援メニュー、保育園の副食費無償化、小中学校の給食費無償化、出生祝金の拡充と新設する入学祝金を合わせた、わくわく子育て応援金の実施に係る年間の経費は約7,000万円と見込んでいます。令和4年度、今年度のふるさと納税寄附金の見込みが約6億円となり、本年度、令和5年から3か年にかかる費用約2億1,000万円を超えるふるさと応援寄附金基金を積み増すことができたことから、子育て応援メニューの実施期間として、令和5年度、令和6年度、令和7年度の3か年の時限を設けた提案としています。

しかし、この和水町が子育て応援の町として認知され、子育て支援が実を結び、移住定住者の増加、出生数の回復につなげるためには、3年で終わらず最低10年間は継続した支援を行っていく必要があると考えています。

そこで、残り任期3年間、ふるさと納税年額10億円、総額30億円を目標に設定し、残り7年間の財源確保に努めたいと強く思っています。

また、今後10年間の財源を確実なものとするため、子育て応援基金を創設するとともに、町内外への周知として、和水町子育て応援宣言を行い、子供を生み育てやすい環境づくりを推進していきたいと考えています。

次に、特別養護老人ホームきくすい荘の建設についてでございます。

当施設は開設50年を経過し著しい老朽化と耐震性能の不足により、建て替えを行うこととしております。令和8年度の供用開始を目指し、令和5年度には測量や設計といった各種の業務委託を行いたいと考えております。

昨年、職員による入所者様への虐待が発覚し、被害者、御家族そして町民の皆様には多大な御迷惑をおかけしました。現在、全職員一丸となって再発防止と信頼回復に努めているところですが、建て替え事業と同時にさらなる経営改革を進めてまいります。

次に、役場組織の再編に取り組むと考えております。

昨年は、きくすい荘の職員不祥事を含め3件の不祥事が発生し、再発防止に取り組んでいるところですが、職員の意識改革を行っていくとともに、町民の皆様によりよい行政サービスを提供し、失った信頼を再度、積み上げていくためにも、円滑に業務を行える効率的な組織運営に取り組む必要があると考えております。

そのほか緊急自然災害防止対策事業債を活用したスカイドーム2000への空調設備の整備、遊休町有地の活用に向けた不動産鑑定委託事業、引き続き物価高の負担軽減策として在宅要介護高齢者おむつ等費用助成事業、農業者の経営安定に向け、収入保険加入促進事業、空き家対策となる空き家等除却促進事業などを計画しております。

このような施策に加え、教育や福祉の充実、農林業や商工業の振興、道路整備事業など町民の皆様の福祉の向上に向けた施策に積極的に取り組み、「住みたい、住み続けたい」と思えるまちづくりを進めてまいります。議員の皆様をはじめとする町民の皆様におかれましては、今後とも引き続き、御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本定例会には、お手元にお配りしております議案書のとおり、条例に関する議案が15件、令和4年度一般会計及び特別会計の補正予算が9件、令和5年度一般会計及び特別会計の当初予算が9件、その他1件、人事1件の計35件の議案を上程しております。各議案の詳細につきましては、この後、それぞれの担当課長より御説明させていただきますので、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上で、行政報告並びに施政方針を終了いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第5 委員長報告

○議長（高木洋一郎君） 日程第5、委員長報告を行います。

行政施設研修について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 坂本君

○議会運営委員長（坂本敏彦君） 皆様、おはようございます。

（おはようございます。）

議会運営委員長の坂本敏彦でございます。委員会を代表して、令和4年度議会行政視察研修の御報告を行います。

令和5年1月18日から20日までの日程で、県選出国會議員への陳情、東京国立博物館江田船山古墳出土品視察と、山梨県身延町に行政視察研修を行いました。

研修初日に、西野太亮代議士、松村祥史参議院議員、馬場成志参議院議員、藤木眞也参議院議員、本田顕子参議院議員の会館事務所において、主要地方道大牟田植木線、玉名八女線、玉名立花線、玉名山鹿線、一般県道釜土菰田山鹿線、和仁菊水線、和仁菊水線は和水町管内はもとより熊本県北部地域と福岡県南部地域を結び、九州新幹線新玉名駅、九州循環自動車道菊水インターを結ぶ縦軸として経済活動、物流はもとより通勤通学にも最も重要な路線であり、事業の早期完成を陳情いたしました。

その中でも、熊本県玉名市を起点とし和水町を経由して福岡県八女市を終点する主要地方道玉名八女線は、福岡県南部地域と熊本県北部地域の産業・経済・観光など地域の発展に大きく寄与し、国道3号線及び九州自動車道のバイパス的役割を果たす重要な幹線道路でもあります。

しかしながら、本路線の県境部分に位置する八女谷峠は、麓からの高低差が200メートルと急峻であり、幅員狭小で急カーブの連続により見通しが悪く、車両の円滑な通行に支障を来してい

ます。そのため、県境に位置する八女谷峠区間の円滑な通行のための抜本的な対策を講じることによって、相互交流、円滑な通行と時間短縮により九州自動車道をはじめ広域交通接点へのアクセス向上が図られ、地域の産業・経済・観光発展が期待できるものと考えられるため、矢部谷峠を貫通する延長約1,700メートルのずい道の整備をしていただくよう、陳情してまいりました。

また、農業が基幹産業である和水町にあつては、担い手不足、肥料・燃油・資材高騰など農業を取り巻く環境は年々、厳しさを増しているため、対策を講じていただくように、農林水産大臣、政務官 藤木眞也参議院議員に強くお願いをしたところでございます。

研修二日目、東京国立博物館、古墳時代のメイン展示室にある江田船山古墳から出土した国宝の視察を行い、改めて本町の誇りであることを認識したところでございます。

次に、山梨県身延町の町内公共交通及び議会タブレット端末の視察研修を御報告申し上げます。

山梨県身延町は平成16年に身延、下部、中富の3町が合併、人口1万422人5,159世帯、高齢化率は県内で最も高く48.82%、令和4年12月1日現在、面積301.98キロメートル、県の南部に位置し、町の中央を流れる日本三大急流富士川とその東西に連なる急峻な山岳地帯に広がり、千円札の逆さ富士のモデルとなった自然豊かな町でございます。

研修には、身延町議会の上田議長をはじめ伊藤副議長、渡辺教育厚生常任委員長ほか関係職員で対応をいただいたところでございます。

まず、地域事情といたしまして、山間部に集落が点在し多くの高齢者が暮らしているため、公共交通の確保は重要な課題となっている。また、路線バスではカバーできない集落も多く、小回りの利く公共交通手段が求められています。

民間バスの路線廃止に伴う対策として、町営バス4路線、乗り合いタクシーにつきましてはデマンド型路線不定期型とし、3エリアを運行、バス2台、乗り合いタクシー6台を保有、運行主体を身延町地域公共交通活性化協議会とし、民間事業者3社に運行委託をされています。

年間経営経費には約8億600万円、うち乗り合いタクシー4億8,700万円、国・県からの補助金が約6,500万円となっております。年間の利用者数がバス2,003万人、1便当たり約10人、乗り合いタクシー1,006万人、1日約65人が利用をされており、登録者数が2,600人となっております。

次に、議会タブレット端末導入について、報告をいたします。

令和4年1月に導入された高齢議員が多い中、例例会におきましては、職員の皆様に操作協力をいただいた経緯があるそうです。議題や議事日程の一部は紙配付をしており、操作に慣れるための研修が必要であり、アプリも徐々に導入を検討されているとのこと。

本町におきましても、公共交通空白地帯解消について、地域の状況に応じた対応をしなければならないと感じたところです。また、本議会におきましても、ペーパーレス化による経費の削減については、早急に取り組むべきであると認識をいたしました。

20日最終日、国土強靱推進室長、元福岡県土木局長同席の下、福岡県選出元衆議院議員 古賀誠氏に矢部谷峠を貫通する延長約1,700メートルのずい道の整備を陳情し、令和4年度議会行政視察研修日程を全て終了をいたしました。

以上で、令和4年度議会行政視察研修報告を終わります。

○議長（高木洋一郎君） これで、議会運営委員長の行政視察研修報告を終わります。
しばらく休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時26分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（高木洋一郎君） 副議長 蒲池恭一君から、「副議長辞職願」が、提出されました。

お諮りします。副議長 蒲池恭一君の副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

副議長 蒲池恭一君の副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 副議長 蒲池恭一君の副議長辞職の件

○議長（高木洋一郎君） 追加日程第1、副議長 蒲池恭一君の副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、蒲池恭一君の退場を求めます。

（蒲池恭一君 退場）

○議長（高木洋一郎君） これから、職員に辞職願を朗読させます。

○事務局（・・・君） 令和5年3月6日、和水町議会議長 高木洋一郎様

和水町議会議員 蒲池恭一

辞職願

このたび、一身上の都合により、和水町議会副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） お諮りします。

蒲池恭一君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

蒲池恭一君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

蒲池恭一君の入場を許可します。

（蒲池恭一君 入場）

○議長（高木洋一郎君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行うことに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第2 副議長の選挙

○議長（高木洋一郎君） 追加日程第2、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

ただいまの出席議員は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、亀崎清貴君、2番、千々岩 繁君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙 配付）

○議長（高木洋一郎君） 念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 配付漏れなしと認めます。

事務局長は、投票箱を設置してください。

（設置完了）登壇席

○議長（高木洋一郎君） 投票箱を点検します。

立会人の方は、前へお越してください。

(投票箱の点検)

○議長（高木洋一郎君） 投票箱の点検が終了しました。

「異常なし」と認めます。

(開票立会人は自席へ戻る)

○議長（高木洋一郎君） ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

(投 票)

○議長（高木洋一郎君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

亀崎清貴君及び千々岩 繁君、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

○議長（高木洋一郎君） 選挙の結果を報告します。

投票総数12票。

有効投票12票。

無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち坂本敏彦君 7 票

秋丸要一君 5 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

したがって坂本敏彦君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された坂本敏彦君が議場におられます。

会議規則第33条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

当選人の承諾及び御挨拶をお願いします。

副議長 坂本君

○副議長（坂本敏彦君） 皆様、改めましておはようございます。

(おはようございます。)

ただいま皆様の御推挙をいただきまして、和水町議会副議長の要職に就かせていただくことに大変、光栄と同時に、責任の重大さに身の引き締まる思いをしているところでございます。

今後この期待に沿うよう精進し、副議長の職に邁進してまいりますのでよろしくお願いいたします。

さて、約 4 年間にわたり私たちの日常生活を制限し続けた新型コロナウイルス感染症はようやく減少傾向にあり、今月 13 日にはマスクの着用が個人の判断に委ねられることとなります。また、今年 5 月には、危険度の高い感染症としての 2 類としての位置づけからインフルエンザ同等の 5

類に切り替えられることになるなど、ようやくコロナ禍の時代に終わりが見えてきたことを感じております。

このような状況の中、石原町政がスタートしてやがて1年を迎えようとしております。石原町長は、人が元気、町が元気、新しい和をつくるをテーマとし、7つの政策を掲げられております。その実現に向け、様々な施策や事業を数多く提案されるものと思います。

町議会は、町民の皆様の声を十二分に反映させ、活発な議論を重ね、よりよい方向を決定する町の最高議決機関として重要な役割を担っております。町民の皆様が住みやすいまちづくりを目指し、また、副議長として議長をしっかりと支え、議会秩序の維持、円滑な議会運営に努め、町発展のために精いっぱい努力していく所存でございます。

また、町民の皆様方におかれましては、今後とも御理解と御指導を心よりお願い申し上げます。

最後になりますが、石原町長はじめ幹部職員の皆様、また職員の皆様の御指導、御鞭撻のほどを賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） 本日、蒲池恭一君から、和水町議会議員辞職願が提出されました。

お諮りします。

蒲池恭一君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

蒲池恭一君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時53分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第3 蒲池恭一君の議員辞職の件

○議長（高木洋一郎君） 追加日程第3、蒲池恭一君の議員辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、蒲池恭一君の退場を求めます。

（蒲池恭一君 退場）

○議長（高木洋一郎君） これから、職員に辞職願を朗読させます。

○事務局（・・・君） 令和5年3月6日、和水町議会議長 高木洋一郎様

和水町議会議員 蒲池恭一

辞職願

このたび、熊本県議会議員選挙出馬するため、和水町議会副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） お諮りします。

蒲池恭一君の議員辞職の件を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

蒲池恭一君の議員辞職の件を許可することに決定しました。

副議長の選挙に伴い、「議席の一部変更」を日程に追加し、追加日程第4として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、「議席の一部変更」を日程に追加し、追加日程第4とし、議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時57分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第4 議席の一部変更

○議長（高木洋一郎君） 追加日程第4、議席の一部変更を行います。

副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

変更した議席は、お手元に配りました議席表のとおりです。

今定例会までは、議席の変更はなしでお願いをいたします。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第2号 和水町個人情報保護法施行条例の制定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第 6、議案第 2 号「和水町個人情報保護法施行条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第 2 号「和水町個人情報保護法施行条例の制定について」、提案理由の説明をいたします。

和水町個人情報保護法施行条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 6 日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由のほうを説明いたします。

3 ページを御覧ください。

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

制定の内容につきましては、1 ページに戻っていただきたいと思います。

議案第 2 号につきましては、第 1 条から第 5 条で構成されます新たな条例を制定いたします。

第 2 条で、町長、教育委員会、選挙管理委員会等、この条例の実施機関を定義しております。議会におきましては、別途、条例を制定することとなります。

第 3 条で、開示請求の際の手数料等について定めております。

第 4 条で、個人情報保護制度の適正な運営を図るため、審査会への諮問について定めています。

2 ページ目を御覧ください。

附則の第 2 条で、現在、定めております和水町個人情報保護条例を廃止する旨等を規定しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いします。

日程第 7 議案第 3 号 和水町情報公開・個人情報保護審査会条例及び和水町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第 7、議案第 3 号「和水町情報公開・個人情報保護審査会条例及び和水町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第 3 号「和水町情報公開・個人情報保護審査会条例及び和水町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部改正について」、提案理由の説明をいたします。

和水町情報公開・個人情報保護審査会条例及び和水町公の施設の指定管理者の指定の手続に関

する条を次のように定める。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由を説明いたします。

裏面の2ページを御覧ください。

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

主な内容につきましては、新旧対照表のまず1ページを御覧ください。

第2条のほうで、和水町情報公開・個人情報保護審査会の業務内容について、今、議会で上程している条例、第3号に町の条例、第5号のほうに議会で定められる条例等をそれぞれ審議業務として、新たに追加するものとなっております。

3ページを御覧ください。

3ページは、和水町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の11条につきまして、和水町個人情報保護条例をということで、今回、廃止のほうをしておりますので、これに伴う一部改正となっております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第8 議案第4号 和水町総合支所設置条例等の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第8、議案第4号「和水町総合支所設置条例等の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第4号「和水町総合支所設置条例等の一部改正について」、提案理由の説明をいたします。

和水町総合支所設置条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由を説明いたします。

提案理由

機構改革に伴い条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

総合支所から支所に名称の変更することに伴いまして、関連する4つの条例について、それぞれ名称を変更する改正となっております。

内容につきましては、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

まず、1ページを御覧ください。1ページは、総合支所設置条例を支所設置条例と改正をいたします。

2 ページは、公告式条例について、3 ページは、防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例について、4 ページ、5 ページにつきましては、職員の給与に関する条例について、それぞれの総合支所から支所になる該当部分の名称の変更に伴う改正となります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第9 議案第5号 和水町課設置条例等の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第9 議案第5号「和水町課設置条例等の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第5号「和水町課設置条例等の一部改正について」、提案理由の説明をいたします。

和水町課設置条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由を説明いたします。

3 ページを御覧ください。

提案理由

機構改革に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

組織再編に伴う、課の名称等の変更に伴い、関連する5本の条例について、それぞれ名称等について改正するものです。

内容については、新旧対照表のほうを御覧ください。

まず、1 ページを御覧ください。課設置条例の改正となります。

改正前の第2号で「まちづくり推進課」と改正前の第6号の「商工観光課」、この2つを統合しまして、改正後、「まちづくり課」とし、商工観光・企業誘致等も含めた総合的なまちづくりの強化充実を図ります。

改正前の第3号、「税務住民課」を、改正後、「税務課」と「住民環境課」とし、業務内容等の見直しを行い業務推進していきます。

改正前の第9号、「住民課」を、「地域振興課」とし、現状の窓口業務に関することは維持しながら、住民サービス、支所業務の充実のうほうを図ります。

2 項で、「総務課内」に「行政改革推進室」を新たに設置しまして、業務内容の見直しや推進に素早く対応する体制づくりを行います。

3 項で、「ICT推進室」の名称を、現在、国が推進しておりますデジタル推進に伴いまして、「DX推進室」と名称変更し、まちづくり課の中に設置いたします。

続きまして6 ページを御覧ください。議会委員会条例につきまして、次の7 ページを御覧ください。

さい。振興計画審議会条例につきまして。

8 ページが農村地域産業導入促進審議会条例、ここにはそれぞれ課の名称等が入っておりますので、今回の変更につきましてそれぞれの該当部分の名称の変更に伴う改正となっております。

9 ページ以降につきましては、附属機関設置条例の別表となります。

16 ページを御覧いただきたいと思います。

16 ページに健康づくり推進協議の委員構成、この中に、次の18ページになりますが、18ページの14号、「税務住民課課長」という名称を、今回の改正によりまして「住民環境課長」に改正します。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第10 議案第6号 公益的法人等への和水町職員の派遣等に関する条例の制定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第10 議案第6号「公益的法人等への和水町職員の派遣等に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第6号「公益的法人等への和水町職員の派遣等に関する条例の制定について」、提案理由の説明をいたします。

公益的法人等への和水町職員の派遣等に関する条例を次のように定める。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由を説明いたします。

3 ページを御覧ください。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、必要な事項を定めるため、条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

制定の内容については、また1 ページにお戻りください。

現在、和水町では、公益的法人等への職員派遣の実績はなく、条例制定はしておりません。公務員の定年延長等や、後の公務員の働き方改革の対応するため、新たに第1条から第7条で構成される条例を制定するものでございます。

第1条で法の規定部分を示し、公益的法人等、和水町でいうならば社会福祉協議会等への職員の派遣等に関する必要事項を定めることとしております。

第2条で、派遣できる職員について示しております。

2 ページを御覧ください。

第3条以降では、職務への復帰、派遣職員の給与等、必要な事項について定めております。

この条例の制定により、今後の職員の働き方改革等に適切に対応してまいります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第11 議案第7号 和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第11 議案第7号「和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第7号「和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、提案理由の説明をいたします。

和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

改正の内容につきましては、別表第2表中の、「ただし、災害及び捜索活動については、1回につき1,500円とする。」を削る。

新旧対照表では3ページの最後の部分となります。

附則の部分で、「この条例は、令和5年4月1日から施行する」としております。

提案理由につきましては、消防団員の出動に対する費用弁償額を統一するため、和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

なお、消防団副分団長以上で構成されます消防団幹部会議で検討、協議のほうがなされております。今後は4月1日から、出動1回につき町内日当の1,000円となります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第12 議案第8号 和水町宅地分譲条例の廃止について

○議長（高木洋一郎君） 日程第12 議案第8号「和水町宅地分譲条例の廃止について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 坂口君

○まちづくり推進課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第8号「和水町宅地分譲条例の廃止について」、提案理由の説明を申し上げます。

和水町宅地分譲条例を廃止する条例を次のように定める。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

和水町宅地分譲条例を廃止する条例

和水町宅地分譲条例は廃止する。

提案理由を申し上げます。

和水町宅地分譲事業の終了に伴い、条例を廃止する必要性があります。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

具体的に申し上げますと、町としては藤田さくらタウンの分譲販売が終了し、これから当面の間、公共事業としての宅地造成を行う予定がないということにより、この条例の必要性がなくなりましたので、廃止するものです。なお、再び町が宅地開発を行い分譲する場合は、宅地分譲条例を新たに制定する手はずとなります。

また、この条例を廃止することにより、関係条例であります和水町特別会計条例の第1条第9号に記載している住宅用地造成事業会計も存続させる必要性がなくなりましたので、附則にて改正しております。

以上で議案第8号「和水町宅地分譲条例の廃止について」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第13 議案第9号 和水町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第13 議案第9号「和水町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） ただいま議題となりました議案第9号「和水町国民健康保険条例の一部改正について」、説明申し上げます。

和水町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

和水町国民健康保険条例の一部を改正する条例

和水町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたことに伴い、出産育児一時金等の支給額について、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、全国一律で50万円に引き上げられることとなり、令和5年4月1日から実施されることとなったため、この条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

出産に係る経済的負担を軽減するため、健康保険の被保険者または被扶養者が出産されたときは、上位法の健康保険法に基づき出産育児一時金等を支給しています。令和4年12月15日に国の社会保障審議会医療保険部会において議論の整理がなされました。

今回の条例案は、「40万8,000円」から「48万8,000円」への改正ですが、出産に係る医療の安全を確保し当該医療の質の向上を図るため、病院、診療所、助産所等、医学的管理の下における出産であるときは、産科医療補償制度に基づき、1万2,000円を加算して支給しております。こ

のため実質は現行の「42万円」から「50万円」への支給額の改正となります。

以上で、議案第9号「和水町国民健康保険条例の一部改正について」の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第14 議案第10号 和水町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第14 議案第10号「和水町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） ただいま議題となりました議案第10号「和水町国民健康保険税条例の一部改正について」、説明申し上げます。

和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

和水町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、令和5年2月1日に公布されたことに伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等賦課限度額の引き上げとともに、低所得者に対する軽減措置について、5割軽減と2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正され、令和5年4月1日から実施されることとなったため、この条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

変更内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。

1ページを御覧ください。

第2条第3項の改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「20万円」から「22万円」へ改正するものです。

第23条第1項の改正につきましても、減額後の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「20万円」から「22万円」へ改正するものです。

続いて、2ページを御覧ください。

同項第2号につきましては、「5割軽減」の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乘ずる金額を「28万5,000円」から「29万円」へ改正するものです。

続いて、3ページを御覧ください。

同項第3号につきましては、「2割軽減」の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者

数に乗ずる金額を「52万円」から「53万5,000円」へ改正するものです。

厚生労働省は、「上限額の引上げにより高所得層の負担が生じますが、中間所得層に配慮した保険料設定が可能となること、また5割軽減と2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の見直しにより、低所得層の負担軽減にも配慮した改正である。」としています。

以上で、議案第10号「和水町国民健康保険税条例の一部改正について」の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第15 議案第11号 和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第15 議案第11号「和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） ただいま議題となりました議案第11号「和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」、説明申し上げます。

和水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

和水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

和水町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「広域連合条例」の次に「附則」を加え、「第5条」を「第3条」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

提案理由

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が、令和4年2月14日に制定され、同条例附則中第5条から第8条までが第3条から第5条へ繰り上がったため、この条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

広域連合の条例の改正箇所は、過去の保険料の軽減割合の経過措置の項目の削除によるものです。

広域連合の条例は、令和4年2月14日に制定されましたが、その通知と関係条例の改正依頼が令和4年11月21日付でありました。

そのため、附則での適用日を令和4年4月1日としています。

以上で、議案第11号「和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第16 議案第12号 和水町附属機関設置条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第16 議案第12号「和水町附属機関設置条例の一部改正について」

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） 議案第12号「和水町附属機関設置条例の一部改正について」、提案理由の説明をいたします。

和水町附属機関設置条例の一部改正について

和水町附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

提案理由を申し上げます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法が一部改正されます。これに伴い、和水町附属機関設置条例を改正する必要があります。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

具体的な改正内容について説明いたします。

新旧対照表の6ページを御覧ください。

国が定める子ども・子育て支援法では、子ども・子育て会議について定めてあります第72条から第76条が削られ、第77条から第87条が繰り上がります。

これにより、別表中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改正するものです。

同法第77条第1項は、地方版の子ども・子育て会議の設置根拠でありまして、本町における子ども・子育て推進協議会のことを指すことから、所要の改正を行うものです。

以上で提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第17 議案第13号 和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第17 議案第13号「和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） 議案第13号「和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、提案理由の説明をします。

和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

提案理由を申し上げます。

裏面2ページの下段を御覧ください

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び民法等の一部を改正す

る法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正となります。これに伴い、条例を改正する必要があります。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

具体的な改正内容について御説明いたします。

新旧対照表 2 ページを御覧ください。

改正といたしまして、児童福祉施設全般に安全計画を策定することを義務づける規定が新設されることに伴い、7 条の 2 に児童福祉施設に含まれない家庭的保育事業所等についても、この安全計画を策定すること等を義務づけられる規定が新設されております。

第 7 条の 3 には、自動車等バス送迎に当たっての安全管理が徹底され、児童等の所在確認・安全装置の装備について義務づける規定が新設されます。

新旧対照表 1 ページを御覧ください。

第 6 条では、ただいま説明いたしました第 7 条の 3 の規定が新しく設けられたことにより、第 7 条の 3 第 2 項が追加されたものです。

新旧対照表 3 ページの第 10 条では、家庭的保育事業等において、特有の設備・専従の人員について基準が緩和された規定となっております。

第 13 条では、児童福祉施設の長等の懲戒権限の濫用に関する規定が削除されることにより、家庭的保育事業者等の懲戒権限の濫用禁止に関する規定が削除されます。

また第 14 条では、感染症及び食中毒等の予防及びまん延防止のための研修や訓練実施を努力義務として求める等、感染防止策がより具体的に示されました規定となっております。

以上で、提案理由についての説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第 18 議案第 14 号 和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第 18 議案第 14 号「和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） 議案第 14 号「和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、提案理由の説明をいたします。

和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 6 日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

提案理由を申し上げます。

裏面 2 ページ下段を御覧ください

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されることに伴い、条例を改正する必要があります。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

具体的な改正内容について説明いたします。

まず、新旧対照表1ページを御覧ください。

第6条の2に安全計画の策定等が追加されております。

児童福祉施設等における児童の安全の確保に関する計画の策定に伴い、放課後児童健全育成事業所についても、同様に安全計画の策定等を義務づける規定が新設されたものです。

第6条の3に、自動車を運行する場合（送迎バス等）の利用者の所在を点呼等で確実に把握し確認する安全管理の徹底が新設をされております。

新旧対照表2ページを御覧ください。

第12条の2には、感染症や非常災害等の発生時におきまして、利用者に支援の提供を継続的に実施するための業務継続計画の策定や必要な研修・訓練を実施する規定が新設されます。

衛生管理等の条文第13条第2項では、改正前の「感染予防の必要な措置を講ずる」から、改正後は「具体的な取組として感染症の予防、まん延防止のための定期的な訓練や研修等を努力義務として求める規定」が設けられております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第19 議案第15号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第19 議案第15号「和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） 議案第15号「和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、提案理由の説明をいたします。

和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

提案理由を申し上げます。

裏面2ページ下段を御覧ください

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正により、条例を改正する必要があります。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

具体的な改正内容について御説明いたします。

新旧対照表 5 ページを御覧ください。

第15条では特定教育・保育の取扱い方針について定めています。子ども・子育て支援法の改正に伴い、学校教育法第25条に第2項、3項が新設されております。これに伴い「第25条」を「第25条第1項」に改正するものです。

続きまして、新旧対照表 6 ページを御覧ください。

第26条では、児童福祉法の懲戒権限の内容禁止の規定が削除されたことを受けて、本条例の規定を削除するものです。

その他の改正につきましては、子ども・子育て支援法中、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める第19条第2項が削られることにより同法第19条は1項のみの条文となるため、「第19条第1項」を「第19条」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」にそれぞれ改正するものとなっております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第20 議案第16号 和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について
○議長（高木洋一郎君） 日程第20 議案第16号「和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 池上君

○社会教育課長（池上圭造君） 議案第16号「和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について」、提案理由の説明を申し上げます。

和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

訂正内容につきましては、別表の3ページ目を御覧ください。

和水町総合グラウンド、第1グラウンドから第3グラウンドまでがございますけど、それと三加和グラウンド、春富グラウンド、多目的広場のグラウンド使用料1時間当たりの町内者使用料、おのおの200円、100円、600円となっておりますが、それを無料に改める。屋外の社会体育施設のグラウンドで照明設備を使用しない場合は、全ての世代の町民の方は使用料が無料というようなどころでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行する。

提案理由としましては、町民の健康づくりによる福祉の充実や子供から高齢者までの全ての世代にさらなるスポーツの推進を図るため、条例を改正する必要があります。

以上、議案第16号の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君）　しばらく休憩します。

午後は13時からとします。

休憩　午前11時52分

再開　午後 1 時00分

○議長（高木洋一郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21　議案第17号　令和4年度　和水町一般会計補正予算（第6号）

○議長（高木洋一郎君）　日程第21　議案第17号「令和4年度　和水町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長　石原君

○総務課長（石原康司君）　議案第17号「令和4年度　和水町一般会計補正予算（第6号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

予算書表紙の裏面を御覧ください。

令和4年度和水町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,199万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億4,303万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

（繰越明許費の補正）

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

（債務負担行為の補正）

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

（地方債の補正）

第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正による。

令和5年3月6日提出、和水町長　石原佳幸でございます。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

補正の全体像としましては、国や県から交付された実績に応じて、また、補助金等にあつては事業実績に応じて全体的に補正を行っております。

事業確定によりまして減額が主なものになりますので、増額した主な内容を説明いたします。

10ページを御覧ください。

まず、11款地方交付税に5,972万6,000円を追加いたします。交付税の額の決定を受けての補正

とするものです。

16ページを御覧ください。

21款諸収入、5項雑入、4目過年度収入に1,175万9,000円を追加いたします。

説明欄にありますように、過年度分、令和3年度の子供のための教育・保育給付交付金が確定したことによりまして、国の交付金が2,881万4,000円、県の負担金が1,256万6,000円、追加交付されることによるものとなります。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、歳出の説明をいたします。

歳出につきましても、令和4年度の事業完了等によりまして減額が主なものになっておりますので、増額した主な内容を説明させていただきます。

まず、18ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、10節需用費のうち光熱水費を120万円追加しております。これは電気代の高騰によるもので、事業ごとの光熱水費の増額がありますが、同様の理由となっております。

続きまして、6目企画費、7節報償費に、ふるさと応援寄附金謝礼に1,600万円を追加しております。返礼品代となります。

次のページ、19ページ、11節役務費の通信運搬費に1,260万円追加しております。ふるさと応援寄附金返礼品の配送料となります。

18節負担金、補助及び交付金の乗り合いタクシー運航費補助金に、47万2,000円を追加しております。利用件数の増加に伴いまして、三加和地区の車両を1台から2台に増台するものです。

同じく19ページ下の欄の8目電子計算費、12節委託料の機構改革対応業務委託料として88万円。

次のページ、20ページにも、機構改革対応業務委託料として99万円を追加しております。事業名は一緒になりますが、それぞれ4月からの機構改革に伴う総合行政システム事業、またネットワーク管理業務の変更等による増額となっております。

続きまして、21ページを御覧ください。

2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、12節委託料の家屋評価業務委託料を84万6,000円追加しております。新築・増築等家屋の増加によりまして、固定資産税の算定のための評価委託件数の増加によるものです。

続きまして、26ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、8目斎場費、18節負担金、補助及び交付金のせきすい斎苑負担金に85万7,000円を追加しております。南関町と共同建設しておりますせきすい斎苑の井戸ポンプ等の備品購入等が必要となり、運営委託負担金の増額したものとなります。

27ページを御覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、15目有害鳥獣被害対策事業、7節報償費の有害鳥獣捕獲報奨金を180万円追加しております。イノシシ等の捕獲数が1月末時点の集計で、当初見込みを上回るための補正となっております。

29ページを御覧ください。

8 款土木費、2 項道路橋りょう費、1 目道路維持費、14 節工事請負費の年間維持工事費を580 万円追加いたしております。年間を通して実施しております町道維持管理工事におきまして、補修箇所が増加や比較的大きな補修等が増えましたので増額が必要となっております。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、5 ページを御覧いただきたいと思います。

第2 表 繰越明許費補正について御説明いたします。

全部で12事業を、今回、繰り越します。

上から、6 款農林水産業費、農業費の土地改良事業事務経費として702万円を繰り越します。ため池ハザードマップ作成業務委託につきまして県の交付決定後に着工する事業であるため、交付決定が3月10日の見込となり、適正工期が確保できないため繰り越すものです。

同じく農林水産業費、林業費の林業振興事務経費として184万円を繰り越します。玉名森林組合が国の補助を活用して行う事業あり、国の交付決定が繰り越されたことによるものです。

8 款土木費、道路橋りょう費の町道維持管理事業として1,641万2,000円を繰り越します。坂本・上和仁線及び西山2号線の工事につきまして、労務者の不足や資材入手困難によるものです。

同じく、土木費、道路橋りょう費の町道整備事業として8,645万4,000円、通学路緊急対策事業として3,950万円、江田高野線整備事業5,725万9,000円につきましても、新型コロナウイルス感染対策で地元説明会等の開催の遅れや労務者の不足や資材入手困難による理由によります。岩線整備事業、100万円につきましては、九電の電柱移設に不測の日数を要するための繰越しとなります。町急傾斜地崩壊防止事業につきましては、内田区で実施中の事業であり資材の入手困難によるものです。

消防費の耐震性貯水槽整備事業につきましては、工事資材費の高騰を受け、製造業者が受注生産方式に転換したことによりまして、コンクリート製品であります耐震性貯水槽の納品に時間を要するための繰越しとなります。

教育費の文化財施設防災整備事業につきましては、当初計画から事業費が増額したことに伴い、国の補助金交付決定が2月になったため、適正な工期が確保できないため、繰り越すものとなります。

災害復旧費につきましては2件とも、労務者の不足や資材入手困難によるものです。

次に、6 ページを御覧ください。

第4 表 地方債補正について御説明いたします。

まず初めに、増額した分について御説明いたします。

下から2番目、緊急自然災害対策事業に300万円追加しまして3,450万円とします。

また、その他の地方債につきましては、実績や計画の変更によりまして全て減額となっております。

以上で、議案第17号「令和4年度 和水町一般会計補正予算（第6号）」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第22 議案第18号 令和4年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第5号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第22 議案第18号「令和4年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第5号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） 議案第18号「令和4年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第5号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和4年度 和水町の国民健康保険 事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,882万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億9,454万1,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正による。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

歳出から説明いたします。

7ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、財源が国から県へ変更されたことによる財源組替えて、補正額に増減はありません。

2款保険給付費、6項傷病手当金、1目傷病手当金は、傷病手当金の今年度の予算残額の見込みを減額したものです。

3款国民健康保険事業費納付金、1項国民健康保険事業費納付金、1目一般被保険者分を597万8,000円減額します。熊本県が算出した納付金が確定したことによる減額です。

4款保健事業費、2項保健事業費、2目疾病予防費は、国からの補助対象額が上がったことによる一般会計から国庫支出金への財源組替えて、補正額に増減はありません。

7款諸支出金、3項繰出金、2目直営診療施設勘定繰出金を488万1,000円減額します。町立病院からの交付申請額の決定提示による減額です。

次に、5ページを御覧ください。

歳入を説明いたします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税を90万2,000円減額します。新型コロナウイルス感染症対応の国保税の減免額の確定による一般被保険者の国保税の減額です。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、6目制度改正業務準備事業交付金を16万5,000円減額しま

す。国保システム改修費の制度改正業務準備事業交付金が、国庫支出金から県支出金への組み替えられたことによる減額です。

4 款県支出金、2 項県補助金、1 目保険給付費等交付金を711万4,000円減額します。特別交付金311万4,000円と、特別調整交付金（新型コロナウイルス対策傷病手当金分）400万円が確定したことによる減額です。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金を344万1,000円増額します。各繰入金が確定したことによる増額です。

以上で、議案第18号「令和4年度 和水町国民健康保険 事業会計補正予算（第5号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第23 議案第19号 令和4年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第23 議案第19号「令和4年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長 樋口君

○福祉課長（樋口幸広君） 議案第19号「令和4年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和4年度 和水町の介護保険事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,950万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,130万7,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年3月6提出、和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出から御説明いたします。

8ページを御覧ください。

今回の補正は、主に当初の見込みより各種サービス給付費が減少したことによる減額補正となっております。

2 款介護給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目の居宅介護サービス給付費、18 節負担金補助及び交付金で1,000万円減額補正いたします。これは、要介護者の通所介護や訪問介護等、在宅介護サービスが当初見込より減少したことによるものでございます。

同じく5目の施設介護サービス給付費で3,000万円、減額補正いたします。これは、特養や老健等のサービス費となっております。

次に、同じく9目の居宅介護サービス計画給付費を100万円減額しております。これは、介護

支援専門員へのケアプラン作成料となっております。

次に2款介護給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費で100万円を減額補正しております。これは、要支援者の訪問看護等、在宅介護サービスが当初見込より減少したことによるものです。

次に、2款介護給付費、6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費を1,000万円減額しております。これは、特養等、施設を利用されている方の食費・居住費に係るサービス費となっており、施設介護サービス給付費の減少に伴う減額となっております。

次に、9ページを御覧ください。

4款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、18節の負担金補助及び交付金で750万円を減額いたします。

内訳は、通所型サービスA負担金を500万円、訪問型サービスA負担金を200万円、現行相当訪問型サービス負担金50万円の減額となっております。

続きまして、歳入を申し上げます。

5ページを御覧ください。

介護給付費等に対する国・県等の負担金は、介護保険制度で定められておりますが、令和4年度の負担額が決定しましたので、今回、決定額に合わせ補正を行っております。

なお、決定額の過不足分につきましては、令和5年度で精算することとなります。

それでは、他の歳入の主なものを申し上げます。

まず、1款保険料、1項介護保険料、1目の第1号被保険者保険料を1,804万5,000円増額しております。

内訳は、1節の現年度分特別徴収保険料で1,256万円、2節の現年度分普通徴収保険料で506万5,000円等となっております。これは、見込みより所得の高い方が多く、介護保険料の増加につながったものと考えられます。

次に3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目の調整交付金を1,450万円増額いたします。本交付金は、和水町の75歳以上の人口割合や所得段階の割合を全国平均と比較して、保険料基準額の格差を調整するための交付金ですが、本年度の交付決定額に合わせ増額しております。

7ページを御覧ください。

8款1項1目の繰越金を97万8,000円増額いたします。これは、今回の補正に伴う財源調整となります。

以上で、議案第19号「令和4年度 和水町介護保険事業会計 補正予算（第4号）」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第24 議案第20号 令和4年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）
○議長（高木洋一郎君） 日程第24 議案第20号「令和4年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 前淵君

○特養施設長（前淵康彦君） 議案第20号「令和4年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和4年度 和水町の特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ342万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,749万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正による。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳入について、御説明申し上げます。

予算書の5ページを御覧ください。

10款繰入金、1項一般会計繰入金、1目の一般会計繰入金として342万5,000円を減額補正しております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

予算書の6ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では339万6,000円を減額補正しております。これは、派遣会社からの介護士派遣を廃止したり、新型コロナウイルス感染対策としてオムツカバーを布から紙に切り替えて、リース料を見直したりしたことによる経費削減でございます。

次に、2目施設管理費では、電気代やガス代の高騰により32万8,000円を増額するとともに、工事入札残により37万6,000円を減額しております。

最後に、2款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、1目居宅サービス事業費では、会計年度任用職員の通勤手当として1万9,000円を増額補正しております。

以上で、議案第20号「令和4年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第25 議案第21号 令和4年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第25 議案第21号「令和4年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第21号「令和4年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第3

号)」についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和4年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ813万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,403万6,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

（地方債の補正）

第2条、地方債の変更は第2表 地方債補正による。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

主な内容について、歳出から御説明をいたします。

予算書資料7ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を743万8,000円減額し、1,755万3,000円としております。節区分の需用費で印刷製本費では払込伝票の購入費2万5,000円の補正です。委託料では、公営企業会計システム委託料を653万4,000円減額しております。当初比994万4,000円から341万円となり、入札残によるものです。使用料及び賃借料の公会計企業会計システム使用料では、全額不要となりましたので、95万4,000円を減額しております。・・・では消費税申告により2万5,000円を増額しております。当初比150万円から152万5,000円となります。

2款衛生費、1項施設管理費、1目施設管理費を20万円減額しております。量水器ボックスの取替委託料の事業残を減額しております。

2款衛生費、2項施設建設費、1目施設建設費を49万5,000円減額しております。説明区分の江田交差点配水管工事委託料では、県道の四つ角が工事が行われなかったことにより、全額減額としております。

次に、歳入でございます。

6ページを御覧ください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目総務費負担金7万円を減額し、31万1,000円となります。今年度は3件の加入となりました。

2款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料を4万円増額し、9万1,000円となります。指定工事店登録手数料9件分の9万円となります。

5款繰入金、1目一般会計繰入金を202万3,000円減額し、4,488万9,000円としております。これは歳出減などにより歳入歳出予算調整のために減額しております。

8款町債、1目衛生債を630万円減額し、3,420万円となります。歳出で御説明しました公営企業会計システム委託料の減額分となります。

続きまして、3ページを御覧ください。

第2表 地方債の補正です。

歳入で減額しました630万円の起債を1,350万円から720万円と限度額を変更しております。

以上で、議案第21号「令和4年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第26 議案第22号 令和4年度 和水町下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第26 議案第22号「令和4年度 和水町下水道事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第22号「令和4年度 和水町下水道事業会計補正予算（第4号）」についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和4年度 和水町下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,530万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億874万9,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

（地方債の補正）

第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

こちらから歳出から御説明をいたします。

予算資料7ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を716万3,000円減額し、1,542万7,000円としております。

1節報酬の下水道運営審議会につきましては、審議項目がありませんので全額減額しております。

12節委託料では、固定資産台帳更新業務改善、公営企業会計システム業務委託料585万2,000円減額しております。当初、1,454万2,000円から869万円となり、入札残によるものです。

2款土木費、1項下水道費、1目下水道施設運営費814万5,000円減額し、6,432万2,000円としております。

12節委託料の浄化センターの施設管理委託料1,316万9,000円から996万9,000円となり、執行残320万円を減額しております。

測量設計委託料では、大江田・藤田下水管理設測量費ですが、421万1,000円から381万7,000円となり、入札残39万4,000円を減額しております。

14節工事請負費では、汚水馬場枝線管渠工事、これはロマン館前の防災トイレの工事ですけれども1,100万円から1,015万円となり、入札残85万円を減額しております。汚水大江田藤田枝線管渠工事は900万円から758万3,000円となりました。入札残141万7,000円を減額しております。圧送管切り回し工事は、県道の江田ユース角の改良工事費、併せて県の工事と予定をしておりますけれども、今年度は事業がありませんでしたので全額200万円を減額しております。

次に、歳入でございます。

6ページを御覧ください。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目受益者分担金60万円を増額し、105万1,000円となります。今年度の新規下水道加入者は個人3棟、集合住宅8戸となりました。

2款使用料及び手数料、2項手数料、1目登録手数料5万円増額し、7万1,000円となります。指定工事店登録手数料7件の7万円分となります。

4款県支出金、2項県委託金、1目土木費県委託金1,100万円の全額を減額しております。諸収入の防災トイレ工事費補償費、こちらのほうに変更しております。

5款繰入金、1目一般会計繰入金を610万7,000円減額し、4,788万4,000円としております。こちらは歳出減などの予算調整のための減額によるものです。

7款諸収入、2目雑入1,014万9,000円を増額し、1,015万3,000円となります。ロマン館前の防災トイレ建設に伴い、下水道管渠の埋設工事費用の補償費となります。工事費1,014万9,000円全額が交付されております。

8款町債、1目土木債を900万円減額し、1,980万円となります。下水道事業債170万円、過疎債180万円の減額分は、歳出で御説明しました汚水大江田藤田枝線管渠工事、圧送管切り回し工事の減額分の貸与分となります。公営企業債550万円の減分は、公営企業会計システムの減額分となります。

続きまして、3ページを御覧ください。

地方債の補正です。

歳入で減額しました公営企業会計適用債550万円の起債を1,780万円から1,230万円、建設改良事業債では下水道事業債170万円、過疎債180万円の計350万円の減額分、こちらを記載を1,100万円から7,500万円にそれぞれ限度額を変更しております。

以上で、議案第22号「令和4年度 和水町下水道事業会計補正予算（第4号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第27 議案第23号 令和4年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第3号）
○議長（高木洋一郎君） 日程第27 議案第23号「令和4年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第23号「令和4年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第3号）」についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和4年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ210万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,692万1,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

（地方債の補正）

第2条、地方債の変更は第2表 地方債補正による。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

こちらから歳出から御説明をいたします。

8ページを御覧ください。

2款衛生費、1項下水道費、1目特定地域排水処理施設管理費を210万減額し、8,945万1,000円としております。

11節役務費の浄化槽建設手数料10万円を減額し303万2,000円としております。見込みより新規加入がなかったことによる減額分です。町設置型の浄化槽、こちらのほうは年間760基分となっております。年間です。

15節工事請負費200万円を減額し、工事費4,310万円となります。今年度の浄化槽設置基数は25基の設置となりました。

次に、歳入を御説明いたします。

6ページを御覧ください。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目生活排水処理事業分担金、1節受益者加入分担金を57万円減額し、443万1,000円としております。今年度の浄化槽設置基数、先ほど言いました25基となりました。歳入確定分としまして残額を減額しております。

同じく1目生活排水処理事業負担金、1節増工経費負担金を18万円減額し52万1,000円としております。こちらは申請者の要望により、駐車場タイプの追加工事を行った費用となります。25基中11基が駐車場タイプとなりました。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目浄化槽使用料を146万4,000円増額し、3,943万2,000円としております。浄化槽使用料実績に合わせて増額しております。

4款県支出金、1項県補助金、1目生活排水処理事業県補助金を61万6,000円増額し321万6,000円としております。これは前年度の工事实績に対して補助されるものです。

同じく県支出金の1目衛生費委託金を7万7,000円増額し、37万7,000円としております。浄化槽法に基づく事務ですが、熊本県の権限移譲事務委託金の増となります。

5 款繰入金、1 目一般会計繰入金を446万8,000円減額し、3,881万4,000円としております。こちらも歳入歳出予算調整のために減額を行っております。

7 ページになります。

7 款諸収入、1 項雑入、2 目還付金を196万円増額し196万4,000円としております。消費税確定申告額で交付される分を増額しております。

8 款町債、1 項町債、1 目衛生債を110万円減額し2,710万円としております。浄化槽設置工事減により、下水債50万円、過疎債60万円を減額しております。

3 ページを御覧ください。

地方債の補正です。

歳入で減額しました110万円の起債を、2,820万円から2,710万円と限度額を変更しております。

以上で、議案第23号「令和4年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第3号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第28 議案第24号 令和4年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第28 議案第24号「令和4年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） 議案第24号「令和4年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和4年度 和水町の後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,005万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億1,141万8,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補による。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

歳出から説明いたします。

6 ページを御覧ください。

2 款、1 項後期高齢者医療広域連合納付金を1717万5,000円増額します。これは、広域連合からの試算提示による増額です。

5 款1 項1 目予備費を234万4,000円増額します。これは、繰越金計上による増額です。

次に、5 ページを御覧ください。

歳入を説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料を1,323万円増額し、2 目普通徴収保険料を441万4,000円増額します。年度末の決算見込みによる増額です。

5 款1 項1 目繰越金を241万円5,000円増額します。歳出との予算調整によるものです。

以上で、議案第24号「令和4年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）」について、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第29 議案第25号 令和4年度 和水町病院事業会計補正予算（第4号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第29 議案第25号「令和4年度 和水町病院事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長 高木君

○病院事務長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第25号「令和4年度 和水町病院事業会計補正予算（第4号）」について、提案理由の説明を行います。

表紙の裏面を御覧ください。

令和4年度 和水町病院事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条、令和4年度 和水町病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正

第2条、令和4年度 和水町病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収入）

第1款病院事業収益既決予定額11億8,893万1,000円、補正予定額2億1,747万9,000円、計14億641万円。

第1項医業収益既決予定額9億5,683万5,000円、補正予定額2億3,739万円、計11億9,422万5,000円。

第2項医業外収益既決予定額1億5,457万1,000円、補正予定額マイナス1,703万8,000円、計1億3,753万3,000円。

第3項健康管理センター収益既決予定額2,956万円、補正予定額142万3,000円、計3,098万3,000円。

第4項居宅介護支援事業収益的収支既決予定額2,039万2,000円、補正予定額マイナス322万円、計1,717万2,000円。

第5項訪問看護事業収益既決予定額2,258万4,000円、補正予定額マイナス107万6,000円、計2,150万8,000円。

（支出）

第1款病院事業費用既決予定額10億1,767万1,000円、補正予定額マイナス1,884万4,000円、計9億9,882万7,000円。

第1項医業費用既決予定額9億4,567万4,000円、補正予定額マイナス1,732万2,000円、計9億2,835万2,000円。

第3項健康管理センター費用既決予定額2,044万円、補正予定額13万1,000円、計2,057万1,000円。

第4項居宅介護支援事業費用既決予定額2,225万4,000円、補正予定額マイナス146万9,000円、計2,078万5,000円。

第5項訪問看護事業費用既決予定額2,251万2,000円、補正予定額マイナス18万4,000円、計2,232万8,000円。

(資本的収入及び支出の補正)

第3条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,998万1,000円を資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,336万円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収入)

第1款資本的収入既決予定額4,627万4,000円、補正予定額マイナス354万3,000円、計4,273万1,000円。

第1項出資金既決予定額3,802万4,000円、補正予定額196万8,000円、計3,999万2,000円。

第3項国庫補助金既決予定額825万円、補正予定額マイナス551万1,000円、計273万9,000円。

(支出)

第1款資本的支出既決予定額7,625万5,000円、補正予定額マイナス16万4,000円、計7,609万1,000円。

第1項建設改良費既決予定額2,467万3,000円、補正予定額マイナス16万4,000円、計2,450万9,000円。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正)

第4条、予算第7条中に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費既決予定額6億2,972万1,000円、補正予定額マイナス1,875万3,000円、計6億1,096万8,000円。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

主な補正の内容につきまして、補正予算の実施計画収益的収入及び支出により、説明させていただきます。

先に支出を説明します。

5ページを御覧ください。

1款病院事業費用、1項医業費用はマイナス1,732万2,000円の減額補正し、9億2,835万2,000円とします。これは医師の宿日直手当の減や会計年度任用職員の任用期間の減少により、給与手当の減額が主な要因となっております。

4 項居宅介護支援事業費用は146万9,000円の減額で2,078万5,000円とします。これは職員の育児休業に伴う職員給手当等の減額によるものでございます。

次に、収入を説明いたします。

3 ページをお開きください。

収入につきましては、1 款病院事業収益、1 項医業収益を2億3,739万円補正し、11億9,422万5,000円とします。これは新型コロナウイルス感染症に伴いコロナ病床の確保に伴い、入院患者の減によります入院収益マイナス4,665万6,000円、発熱外来の増加による外来収益が2,979万3,000円の増額です。また、コロナ入院病床確保補助事業等の補助金が2億4,951万9,000円の増額となっております。

2 項医業外収益は、1,703万8,000円の減額で1億3,753万3,000円とします。

3 項健康管理センター収益は、142万3,000円の増額の3,098万3,000円です。これは事業所検診の増加によるものでございます。

4 項居宅介護支援事業費は、職員の減によるケアプラン作成等の減少が要因となっております。

5 項訪問看護事業収益は、療養費、介護給付費、予防介護給付費の減額が要因となっております。

次に、資本的収入及び支出の説明を行います。

6 ページをお開きください。

資本的収入は、一般会計出資金が196万8,000円の増で、国庫補助金の国保調整交付金が273万9,000円と確定したため、551万1,000円減額するものでございます。

資本的支出は、車両購入等の不用額16万4,000円を減額補正しております。

以上で、議案第25号「令和4年度 和水町病院事業会計補正予算（第4号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第30 議案第26号 令和5年度 和水町一般会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第30 議案第26号「令和5年度 和水町一般会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第26号「令和5年度 和水町一般会計予算」について、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和5年度和水町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81億7,731万1,000円と定める。

2 項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

(債務負担行為)

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表 債務負担行為による。

(地方債)

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第3表 地方債による。

(一時借入金)

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は9億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

それでは、当初予算の概要についてまず説明をいたします。

当初予算の昨年度との比較につきましては8ページ・9ページを御覧いただきたいと思います。款項目の款ごとに昨年度と比較しその増減額が記載されております。

令和5年度当初予算は、総額が81億7,731万1,000円とし、対前年度で10億2,410万9,000円、比率で14.3%の増となっております。

なお、令和4年度の当初予算につきましては、骨格予算での計上をしてまいりました。

まず、歳入について説明いたします。

そのまま8ページを御覧ください。

対前年度との比較で、大きな款項目を中心に御説明いたします。

1款町税、本年度予算額は9億2,714万6,000円で、対前年度比7,380万3,000円の増となっております。令和4年度の収入実績、見込等を基に見込んだ結果、町民税等普通税に関しては全て増額となりました。特に、固定資産税につきましては、太陽光発電施設等の償却資産分の増加に伴いまして、対前年度比で5,016万3,000円の増額を計上しています。

7款地方消費税交付金、本年度予算額は2億4,217万6,000円で、対前年度比4,317万6,000円の増となっております。令和5年1月に県から提供されました資料を基に、増加を見込んで計上しております。

11款地方交付税、本年度予算額は32億円、対前年度比1億円の増となっております。国から提供されました資料を基に、新しい単位費用案や令和4年度の報告値から推計して計上しております。

15款国庫支出金、本年度予算額は7億1,545万円で、対前年度比5,450万円の増額を見込んでいます。これは、新型コロナウイルスワクチンの接種対策費の増加、デジタル田園都市国家構想事

業、また学校施設整備事業に伴い、補助金のほうが増加しております。

続きまして、18款寄附金です。本年度予算額は7億300万円で、対前年度比9,300万円の増です。ふるさと納税の今年度の受け入れ目標を7億円としたことによるものです。

22款町債、本年度予算額は9億5,550万円で、対前年度比4億5,040万円増です。スカイドーム空調整備や菊水中学校バリアフリー改修事業等に伴い増額しています。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出の説明をいたします。

まず、28ページを御覧いただきたいと思います。

対前年度予算との比較で大きな項目について説明をさせていただきます。

まず、1款議会費、本年度8,730万4,000円と、対前年700万9,000円の増額を計上しております。

29ページの備品購入費等で計上しているように、タブレット端末導入事業を推進し、議会のペーパーレス会議等を推進するものです。

続きまして、29ページの2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を、対前年度比2,673万2,000円を増額します。人件費の増によるもので、新規採用職員分は配属先が決まっておりますので、一部を除きまして総務費のほうに一括して計上をしているところでございます。

なお、他の人件費につきましては、退職者等を除き既存職員の現在の配属を基本として、各項目のほうで計上をいたしております。

続きまして、35ページを御覧ください。

6目企画費を、対前年度比で1億7,634万9,000円、増額計上しています。ふるさと納税受入れ増額による経費の増額と、38ページにありますように、新築住宅みらい支援補助金等、新たな定住促進事業の創設によって企画費が増額しております。

続きまして、39ページを御覧ください。

8目、電子計算費を対前年度比で4,291万5,000円、増額計上しております。機構改革によりまして、業務推進を図るため委託料のところに、本庁支所間の遠隔相談窓口システム導入事業等の導入したことによるものです。

続きまして、42ページを御覧ください。

11目国際交流費を432万円、増額計上しております。新型コロナ対策で交流を中止しておりました姉妹都市であります韓国、今、公洲（コンジュ）市という呼び名であります、との交流再開と、今年度から新たに交流を開始している、台湾の宜蘭県（ぎらんけん）礁溪郷（しょうけいこう）との交流に関する経費を計上しています。

続きまして、45ページを御覧ください。

2項徴税费、2目賦課徴収費を対前年度比で1,768万2,000円の増額計上しております。納付書等の印刷製本費の増と、次の46ページにありますように、GIS用の航空写真の合同撮影負担金の増によるものです。

続きまして、56ページを御覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費を、対前年度比で5,552万2,000円増額計上

しております。この分は昨年度、健康福祉課が福祉課と保健子ども課に組織再編されたことによりまして、今年度から新たに職員の人件費がここに計上されたことによることと、58ページの18節負担金補助及び交付金の中に、保育園の副食費補助ということで712万8,000円が増額で計上しております。

続きまして、65ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費を、対前年度比で1,018万円増額しております。次の66ページを御覧いただきたいと思います。

18節の負担金補助及び交付金の中で、空き家等除去促進事業補助金等を創設したことによるものです。

続きまして、72ページを御覧いただきたいと思います。

6款農林水産業費、1項農業費は、3目農業振興費の中に、今年度から中山間地域直接支払事業等の事業を集約して計上しております。

次の75ページ、76ページの7事業のほうが廃目ということで書いてありますとおり、その廃目となった部分をこちらの農業振興費の中に集約して、今年度、計上しております。

続きまして、78ページを御覧いただきたいと思います。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費で1,434万7,000円の増額、12節の委託料に、内田工業団地境界復元測量業務委託料等を計上し、新たな企業誘致等に取り組むところです。

続きまして、79ページを御覧ください。

2目の商工業振興費は、前年比6,531万3,000円の増額計上しております。重点道の駅整備基本計画策定業務等の増額となっております。

続きまして、土木費のほうはまとめて御説明したいと思いますので、9ページのほうを御覧いただきたいと思います。

9ページのほうで、総額でまとまっております。

土木費が、全体で8億5,316万5,000円計上しており、前年度と比べますと2億2,912万8,000円の増額計上となっております。

主な内容につきましては、84ページ、85ページの道路改良等の詳細のほうを記載しております。

続きまして、教育費、こちらのほうも9ページを御覧いただきたいと思います。

教育費も全体で10億7,175万1,000円計上しており、対前年度比5億6,467万2,000円を増額計上しております。

学校教育関係でいきますと、94ページの学校給食費の補助、また、99ページの工事請負費、中学校の空調設備設置工事や菊水中のエレベーター設置等改修工事が挙げられます。

社会教育関係におきましては108ページ、この中で委託料、工事請負費の中に、かなぐりしそう翁の銅像作成業務や生家の改修工事等で計上されているところです。

また、109ページの体育施設費の工事請負費設計委託料ということで、総合グラウンドの整備事業、またスカイドーム等の空調設置工事費が今回、計上しております。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、6ページを御覧いただきたいと思います。

第2表 債務負担行為の説明をいたします。

令和5年度校務用PC等整備事業と令和5年度菊水中学校情報端末整備事業ということで、パソコンリース事業等に係る期間と限度額をまとめたものでございます。

期間は、それぞれ令和6年度から令和10年度まで、限度額はそれぞれ1,788万5,000円、1,865万9,000円となっております。

続きまして、7ページを御覧ください。

第3表 地方債の説明をいたします。

地方債は、子ども医療費助成事業等15事業につきまして総額9億5,550万円を限度額として、地方債を充当することとして上程をしております。主なものとしまして、子ども医療費助成事業から土木費補助までが過疎債を活用することとしております。

道路橋りょう整備事業につきましては、合併特例債との併用を考えております。

また、総合グラウンド整備事業につきましては合併特例事業債、スカイドームアリーナ空調整備事業は緊急防災・減災事業債を見込んでおります。

以上で、議案第26号「令和5年度和水町一般会計予算」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時14分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第31 議案第27号 令和5年度 和水町国民健康保険事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第31 議案第27号「令和5年度 和水町国民健康保険事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） 議案第27号「令和5年度 和水町国民健康保険事業会計予算」について、理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を、御覧ください。

令和5年度 和水町の国民健康保険事業会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億4,819万8,000円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

(歳出予算の流用)

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

歳入の主な科目から説明いたします。

5ページを御覧ください。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税は、被保険者数と所得の減少に伴い、前年度と比較して238万1,000円減額の2億2,571万4,000円を計上しています。

6ページを御覧ください。

4款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金を10億663万8,000円計上しています。国保事業の都道府県化に伴い、国庫補助金や国保連合会からの歳入がこの勘定科目に一本化されています。

内訳としましては、普通交付金9億1,480万4,000円、特別交付金9,133万4,000円、特別調整交付金（新型コロナウイルス対策傷病手当金分）50万円を計上しています。

次の6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、保険基盤安定、出産育児一時金、財政安定化支援事業及び事務費等に係るもので、繰出し基準に基づき1億1,497万2,000円を計上しています。

次に、歳出の主な科目を説明いたします。

9ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、職員の給料や事務経費として1,229万8,000円を計上しています。

2目連合会負担金として107万5,000円を計上しています。

10ページを御覧ください。

1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費として100万5,000円を計上しています。令和5年度はシステム改修がないため141万2,000円の減額です。

1款総務費、3項運営協議会費、1目運営協議会費は委員12名の報酬等38万8,000円計上しています。運営協議会は、年4回の開催を予定しています。

10ページから11ページにかかりますが、2款保険給付費、1項療養諸費の合計7億8,700万8,000円を、計上しています。一般被保険者及び退職被保険者の入院、外来、歯科、調剤など医療機関に係る費用です。

2款保険給付費、2項高額療養費の合計1億3,020万1,000円を、計上しています。国保の被保険者の方が医療機関での診療や検査、投薬、入院などの医療行為を受けられたとき、一部負担金が自己負担限度額を超える分の現物や現金給付に係る費用です。

12ページを御覧ください。

2 款保険給付費、4 項出産育児諸費の合計500万円を計上しています。国保条例の一部改正でも説明しましたが、出産育児一時金の増額により 1 件当たり50万円で、国保保険者10件の出生を見込んでいます。

2 款保険給付費、5 項葬祭諸費、1 目葬祭費で60万円を計上しています。令和4年度で、例年より死亡者数が増加した実績を基に20万円（10件分）増額しています。

2 款保険給付費、6 項傷病手当金、1 目傷病手当金に、50万円を計上しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を目的として、当感染症に感染された被保険者等へ傷病手当金の支給を行うもので、国の10分の10補助で熊本県から交付されます。令和4年度の実績を基に、前年度より400万円を減額しています。

次に、3 款国民健康保険事業費納付金、1 項国民健康保険事業費納付金、1 目一般被保険者分として、医療費給付分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の合計 3 億1,356万4,000円を計上しています。

13ページを御覧ください。

4 款保険事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費は、特定健診、人間ドック、保健指導に係る費用として2,114万7,000円を計上しています。

4 款保健事業費、2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費は、共同電算保健事業の委託料、あんま・鍼・灸の補助等として189万4,000円を計上しています。

2 目の疾病予防費は、特定健診・特定保健指導やデータヘルス計画などを行うため、台帳整理、未受診者対策、訪問指導に係る会計年度任用職員の報酬、特定健診の対象とならない39歳以下の人間ドック委託料など1,372万円を計上しています。

14ページを御覧ください。下のほうの表になります。

7 款諸支出金、3 項繰出金、2 目直営診療施設勘定繰出金は、調整交付金の対象となる町立病院への繰出金5,033万4,000円を計上しています。町立病院では、救急患者受入体制支援事業270万1,000円、健康保険センター糖尿病教室等で488万3,000円、医療機器器具の整備と経営合理化分として4,275万円が計画しており、前年度と比較して3,574万4,000円の増額です。

説明は以上になりますが、3月1日に開催しました国保運営協議会に諮問し、承認の答申を受けたことを申し添えます。

以上で、議案第27号「令和5年度 和水町国民健康保険事業会計予算」について、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第32 議案第28号 令和5年度 和水町介護保険事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第32 議案第28号「令和5年度 和水町介護保険事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長 樋口君

○福祉課長（樋口幸広君） 議案第28号「令和5年度 和水町介護保険事業会計予算」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和5年度和水町の介護保険 事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億7,099万1,000円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表 歳入歳出予算による。

（歳出予算の流用）

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、介護給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出から御説明いたします。

9ページを御覧ください。

前年度と比較し、大きく増減した予算を御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費が、前年度予算額3,053万9,000円に對しまして、本年度は3,473万1,000円と419万2,000円の増額となっております。

主な増額の理由は、会計年度の認定調査員1名増による人件費の増額と12節の委託料で、第9期介護保険事業計画作成委託料351万7,000円等によるものです。

11ページを御覧ください。

2款介護給付費、1項介護サービス等諸費、5目の施設介護サービス給付費が、前年度予算額5億7,500万円に對しまして本年度5億6,100万円と1,400万円の減額となっております。減額の理由としましては、特養や老人保健施設等の利用を本年度の実績に基づき、少なく見込んでいるためでございます。

次に、13ページを御覧ください。

4款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費の12節委託料748万円で、令和5年度から新たに通所サービスCの委託料として、343万円を計上しております。これは、体力や筋力低下が見られる高齢者に、生活行為の改善を目的とした介護予防プログラムを短期・集中的に実施し、介護予防につなげていくための事業となっております。

次に、14ページを御覧ください。

4款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業、1目総合相談事業費が前年度予算額295万5,000円、本年度521万2,000円と225万7,000円の増額となっております。増額の理由としましては、会計年度の介護支援専門員1名増員によるものです。

次に3目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費が、前年度予算額1,088万7,000円、本年度予算額が245万6,000円と、843万1,000円の減額となっています。減額の主な理由としましては、昨年度は、地域包括支援センターシステム料(使用料及び賃借料)880万5,000円を計上していたことによるものです。

続きまして、歳入を申し上げます。

5ページを御覧ください。

1款保険料、1項介護保険料、1目の第1号被保険者保険料が、本年度予算額2億2,455万2,000円、前年度と比較し551万9,000円の減額となっております。

第1号被保険者保険料は65歳以上の方が納付されるものでございますが、これまで4,000人を維持しておりましたが、昨年の9月から4,000人を下回っており、減額しております。

次に、3款国庫支出金から6ページの5款の県支出金までの国・県・支払基金、調整交付金の歳入は、介護保険制度の負担率に合わせ予算を計上いたしております。

7ページを御覧ください。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目の介護給付費繰入金から3目の地域支援事業費繰入金(包括的支援事業・任意事業)は、介護保険制度に基づく町の負担率に合わせ計上いたしております。

令和5年度予算額は、合計で1億7,842万4,000円です。

同じく、4目のその他一般会計繰入金は、職員等の人件費や事務費分となっており、本年度予算額4,523万円、前年度と比較し468万5,000円の増となっております。

次に、8款1項1目の繰越金が2,240万8,000円です。

これは歳入の財源調整でございます。

以上で議案第28号「令和5年度 和水町介護保険事業会計予算」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第33 議案第29号 令和5年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計予算

○議長(高木洋一郎君) 日程第33 議案第29号「令和5年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 前淵君

○特養施設長(前淵康彦君) 議案第29号「令和5年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」について、提案理由の説明を申し上げます。

予算書の裏面を御覧ください。

令和5年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億6,257万8,000円とする。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表 歳入歳出予算による。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

まず、予算の全体像について御説明申し上げます。

予算書の3ページと4ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額は、前年度比9,954万8,000円増の5億6,257万8,000円ですが、歳入では、サービス収入を前年度比4,540万6,000円減の3億3,644万5,000円とし、繰入金を1億4,452万8,000円増の2億2,354万5,000円としています。この繰入金の内訳としましては、一般会計繰入金が1億654万5,000円と、特老建設基金繰入金が1億1,700万円です。

また、4ページの歳出では、総務費が前年度比9,938万6,000円増の5億3,152万2,000円となっています。歳出増の主な理由は、きくすい荘の建替え事業を含む施設管理費として前年度比1億1,738万1,000円増となっているためです。

では、主な内容について、具体的に、歳出から御説明を申し上げます。

予算書の8ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は前年度比1,799万5,000円の減です。

1節の報酬では、事務職や看護師の会計年度任用職員報酬として1,216万1,000円、2節の給料は、一般職と介護士等の会計年度任用職員を併せて1億3,801万4,000円、3節の職員手当等は1億311万3,000円、4節の共済費は4,576万3,000円など、一般管理費の人件費は合計で2億9,975万2,000円となります。また、7節の報償費では、熊本県介護福祉士会に御指導賜り、虐待防止対策のための研修を充実させるとともに、介護経営専門家に経営指導を依頼するための謝礼として110万円を、12節の委託料では、令和6年度までの債務負担行為予算としての令和5年度給食業務委託料として5,104万8,000円を、17節の備品購入費では、厨房機器で、蒸し器とオーブンの老朽化のため、1台で、蒸す、焼く、煮る、炊く、いためることが可能なスチームコンベクションオーブンの購入費として289万8,000円を計上しています。

次に、2目施設管理費では、施設のランニングコストとして、燃料費458万円、光熱水費1,411万2,000円、修繕料200万円、火災共済21万1,000円、施設管理委託447万3,000円、下水道使用料69万8,000円などを計上するとともに、12節の委託料において、地質調査に750万円、基本と実施の建築設計に9,700万円、造成設計に1,250万円を計上し、きくすい荘の建替え事業に取り組むこととしております。

次に、2款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、1目居宅サービス事業費は、デイサービスセンターの事業費となりますが、一般職員や会計年度任用職員の給料、職員手当、共済費等の人件費と、燃料費や光熱水費等の維持管理経費として、前年度比16万2,000円増の3,005万6,000円を計上しております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

予算書の5ページを御覧ください。主なものについてのみ、御説明を申し上げます。

まず、1款サービス収入、1項介護給付費、1目施設介護サービス費収入として、前年度比2,183万4,000円減の2億5,225万6,000円、居宅介護サービス費収入として前年度比1,163万4,000

円減の2,019万6,000円を計上しております。

次に、同じく1款、2項自己負担金、1目施設介護自己負担金収入として、前年度比759万4,000円減の6,051万7,000円、2項居宅介護自己負担金収入として434万4,000円減の447万6,000円を計上しております。

これらのサービス収入の減少は、入所待機者数の減少や人手不足を背景とした部署再編による入所者数の減少、ショートステイ事業の休止及びデイサービス利用者数の減少が主な要因となっております。

次に7ページでございます。

次に、10款繰入金、1項1目1節の一般会計繰入金として、前年度比2,752万8,000円増の1億654万5,000円を計上しております。この増額は、サービス収入が前年度比で4,540万6,000円の減となることが大きく影響しておるものです。

また、同じく10款繰入金、2項基金繰入金、1目特老建設基金繰入金として1億1,700万円を計上しておりますが、その全額を施設管理費の施設建設事業に充当し、地質調査、造成設計及び建築設計を実施する計画としております。

なお、本案につきましては、先に行われました病院特養運営審議会において御承認を賜っております。

以上で、議案第29号「令和5年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第34 議案第30号 令和5年度 和水町簡易水道事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第34 議案第30号「令和5年度 和水町簡易水道事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第30号「令和5年度 和水町簡易水道事業会計予算」についての提案理由の説明をいたします。

1ページを御覧ください。

第1条が総則となります。

第2条に、業務の予定量を定めております。

第1号、給水戸数544戸、第2号、年間総給水量13万727立米、第3号、一日の平均給水量358立米を見込んでおります。

第4号、主要な建設改良事業ア、排水管整備事業として江田四つ角近辺の馬場更新事業など6,002万1,000円を予定しております。イ、施設整備事業として取水ポンプ取替えや水位計取替えなどの修繕料922万9,000円を予定しております。

次に、収益的収入及び支出第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。

(収入) 第1款簡易水道事業収益6,801万4,000円

(支出) 第1款簡易水道事業費用6,288万4,000円、こちらを計上しております。

公会計初年度予算となっております。前年度予算が3月末で打切決算となり、料金収入、補助金などの未確定部分を加味して収入額を6,801万4,000円と、支出額を多く取っているところでございます。

続きまして、資本的収入及び支出、第4条の1、資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,979万2,000円は、損益勘定留保資金1,979万2,000円で補填するものとする。

次からが建設関係の工事となります。

(収入) 第1款資本的収入7,268万1,000円。

2ページになります。

(支出) 第1款資本的支出9,247万3,000円となり、不足額1,979万2,000円、こちらを損益勘定留保資金で補填するものとしております。

(特例的収入及び支出)

第2条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額はそれぞれ200万7,000円、及び845万7,000円である。前年度が打切決算となるために、特例条項として設けております。

(企業債)

第5条、起債の目的限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定める。

簡易水道建設事業として4,450万円を限度額としております。

(一時借入金)

第6条、一借入金の限度額は6,900万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定める。

第1号、営業費用と営業外費用。差し替えをさせていただいております。「経費の金額」とするところを「経費の全額」としておりました。訂正しておわび申し上げます。

(議会の議決を得なければ流用することができない経費)

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。こちら「経費の金額」とするところを「経費の全額」としておりました。訂正いたします。

第1号、職員給与費で811万円としております。

(他会計からの補助金)

第9条、簡易水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は5,144万円である。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

次に、令和５年度 和水町簡易水道事業会計予算実施計画書となります。

５ページから８ページ、こちらが収益的収入及び支出についての予算となっております。

９ページから１１ページは、資本的収入及び支出についての予算額です。

１２ページ、こちらは予定キャッシュフロー計算書となります。年間の業務活動、奉仕活動、財務活動それぞれの金額の動きを示したものとなります。

１３ページから１６ページは、給与明細となっております。

続きまして、１７ページから１９ページは、令和５年度 簡易水道事業の開始時点の財政状況を想定した予定貸借対照表となります。

開始時点では、１７ページの右下、４億１,３９１万１,０００円の合計資産額としております。

続きまして、２０ページから２２ページ、こちらが令和５年度中に１年間の事業活動を行った上で令和６年３月３１日現在で決算見込みを行った予定貸借対照表となります。

予定としましては、２１ページの右上の４億６,５７８万３,０００円の予定合計資産額を見込んでいるところでございます。

続きまして、２３ページから２９ページ、こちらが収益的収入及び支出についての予算説明で、３０ページと３１ページまでが、資本的収入及び支出の予算額として、建設事業関係予算を計上しているところでございます。

今年度の主な事業としましては３１ページ、中段にあります２５節工事請負費５,７１８万３,０００円の江田四つ角改良に伴う馬場地区全体の配水管の更新工事を行う予定としております。

以上で、議案第３０号「和水町簡易水道事業会計予算」について、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第３５ 議案第３１号 令和５年度 和水町下水道事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第３５ 議案第３１号「令和５年度 和水町下水道事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第３１号「令和５年度 和水町下水道事業会計予算」についての提案理由の説明をいたします。

公会計移行により、令和５年度から公共下水道事業と特定地域生活排水処理事業を合わせて下水道事業会計としております。

１ページを御覧ください。

第１条は総則です。

第２条に、業務の予定量を定めております。

第１項特定環境保全公共下水道事業分です。

第１号、処理区域内の人口１,５７７人。

第２号、計画処理能力８００立米日量。

第3号、1日総処理水量466立米。

第4号、年間総処理水量17万90立米を見込んでおります。

第5号、主要な建設改良事業。

ア、下水道管渠整備事業としまして、菊水小学校前の江田分譲地へとつなぐ管渠埋設整備事業など2,000万円を予定しております。

第2項特定地域生活排水処理事業です。

第1号、処理区域人口8,000人。

第2号、当年度の予定設置基数28基。

第3号、主要な建設改良事業。

ア、浄化槽設置事業として4,050万円を予定しております。

(収益的収入及び支出)

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。

(収入)

第1款下水道事業収益1億9,601万1,000円。

(支出)

第1款下水道管渠事業費を1億8,650万7,000円計上しております。こちらも公会計の初年度となっております前年度が3月末で打ち決算となり、料金収入、補助金などの未確定部分を加味して、1億9,601万1,000円と支出額よりも多く取っております。

(資本的収入及び支出)

第4条の1、資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,381万1,000円は、損益勘定留保金3,381万1,000円で補填するものとする。

2ページになります。

こちらからが建設工事関係の項目となっております。

(収入)

第1款資本的収入9,451万円。

(支出)

第1款資本的支出1億2,832万1,000円となります。不足額3,381万1,000円を損益勘定留保資金で補填するものとしております。

(特例的収入及び支出)

第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額はそれぞれ1,695万2,000円、及び2,190万7,000円である。前年度が打ち決算となるために、特例条項として設けております。

(企業債)

第5条、起債の目的限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定める。下水道建設事業として4,970万円を限度額としております。

(一時借入金)

第6条、一時借入金の限度額は7,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

1、営業費用と営業外費用。差し替えも、こちらもさせていただいております。「経費の金額」とするところを「経費の全額」としておりました。訂正しておわびいたします。

3ページになります。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。こちらも「経費の金額」とするところを「経費の全額」としておりました。訂正いたします。

第1号、職員給与で779万3,000円としております。

(他会計からの補助金)

第9条、下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は7,310万2,000円である。

第1号、特定環境保全公共下水道事業3,199万6,000円。

第2号、特定地域生活排水処理事業4,110万6,000円です。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

次に、下水道事業会計の予算実施計画となります。

6ページから9ページまでが、収益的収入及び支出についての予算額となっております。

10ページから13ページが、資本的収入及び支出についての予算額です。

14ページ、こちらのほうは予定キャッシュフロー計算書となります。こちらも年間の業務活動、投資活動、財務活動それぞれの金額の動きを示したものとなります。

それから15ページから19ページは、給与費の明細となります。

続きまして、20ページから22ページが、令和5年度下水道事業の開始時点の財政状況を想定した予定貸借対照表となります。右の表に、特管と下水槽それぞれ欄を分けております。

開始時点では20ページの右下のほうに、合わせた額18億1,473万2,000円の合計試算額としております。

23ページから25ページが、令和5年度中に1年間の事業活動を行った上での令和6年3月末現在で決算見込みを行った予定貸借対照表となります。

予定としましては23ページの右下のほうに、18億4,529万9,000円の予定合計試算額として見込んでいるところです。

続きまして、26ページから33ページ、こちらのほうが収益的収入及び支出についての予算です。

34ページから37ページまでが資本的収入及び支出の予算として計上しております。

今年度の主な事業としましては、36ページの中段にあります25節工事請負費で2,220万円、江田四つ角付近の下水工事、それと江田分譲地とありますけども、菊水小学校前の分譲地へつなぐ下水管布設工事等となっております。

浄化槽設置工事としましては、同じく中段にあります25節工事請負費で4,050万円の28基分の設置工事を予定しております。

以上で、議案第31号「令和5年度 和水町下水道事業会計予算」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第36 議案第32号 令和5年度 和水町春富財産区特別会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第36 議案第32号「令和5年度 和水町春富財産区特別会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総合支所長兼住民課長

総合支所長兼住民課長 中嶋君

○総合支所長兼住民課長（中嶋光浩君） 議案第32号「令和5年度 和水町春富財産区特別会計予算」について、提案理由の説明を申し上げます。

予算書表紙の裏面を御覧ください。

令和5年度 和水町春富財産区特別会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、第1項歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95万1,000円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表 歳入歳出予算による。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

それでは、歳入から御説明します。

5ページを御覧ください。

2款繰越金、1目繰越金、本年度予算額は95万円で対前年度比74万5,000円の増となっております。これは、これまで春富財産区の予算については、事業に必要な額など一部のみを特別会計予算へ計上していましたが、春富財産区の予算の全体を明瞭にするため、保有額の全てを今回より予算に計上するものでございます。

次に、歳出について御説明します。

6ページを御覧ください。

1款財産費、1項財産管理費、1目財産区管理委員会費、本年度予算額は4万8,000円で、管理委員会に係る報酬、費用弁償等でございます。

2目財産管理費、本年度予算額は6万1,000円で、管理作業に伴う作業員報償費、燃料費、労災保険料等でございます。

2款予備費、1目予備費、本年度予算額は84万2,000円で、対前年度比74万2,000円の増となっております。これは歳入で御説明しました繰越金の増により、今回、増額となっております。

以上で、議案第32号「令和5年度 和水町春富財産区特別会計予算」の提案後理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第37 議案第33号 令和5年度 和水町後期高齢者医療事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第37 議案第33号「令和5年度 和水町後期高齢者医療事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） 議案第33号「令和5年度和水町後期高齢者医療 事業会計予算」について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を、御覧ください。

令和5年度和水町の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億407万3,000円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表 歳入歳出予算による。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

歳入の主な科目から説明いたします。

5ページを御覧ください。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料と、2目普通徴収保険料は、広域連合の試算により、合計で1億1,527万4,000円を計上しています。602万3,000円の減額です。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金は832万9,000円を計上しています。総務省の指示に基づき、「保健・介護予防の一体的事業」の町への受入れを、一般会計から後期会計に変更したことに伴い、繰入れと繰出しがなくなったことによる858万5,000の減額です。

2目の保険基盤安定繰入金は、保険料軽減の補填として県が4分の3、町が4分の1を負担するもので、熊本県広域連合からの試算に基づき5,909万円を計上しています。274万8,000円の減額です。

5款1項1目の繰越金は、前年度からの繰越金で1,000円を計上しています。

6ページを御覧ください。中ほどの表になります。

6款諸収入、4項受託事業収入、1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、健康診査費用、歯科健診費用の広域連合からの補填収入及び保健・介護予防の一体的事業他の収入を新設したために合計2,096万6,000を計上しています。1,324万5,000の増額です。

次に、歳出の主な科目を説明いたします。

7ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、職員の給与及び事務経費1,322万8,000円を計上しています。295万1,000円の増額です。

1款総務費、2項徴収費、1目徴収費は、保険料徴収に係る事務費として38万7,000円を計上しています。

2 款 1 項 1 目の後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者の方々から納付いただいた保険料と一般会計から繰り入れる保険基盤安定負担金を広域連合へ納付する必要がある、1 億7,436 万 5,000 円を計上しています。877 万1,000 円の減額です。

8 ページを御覧ください。

3 款保健事業費、1 項健康保持増進事業費、1 目健康診査費は、広域連合からの資料に基づき、健康診査・歯科健康診査の費用及びその事務費として833 万9,000 円を計上しています。

4 目一体的事業費は、歳入で説明しました広域連合からの受託事業の高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組として、事業実施に係る会計年度任用職員の人件費と事務費596 万6,000 円計上しています。

以上で、議案第33号令和 5 年度「和水町後期高齢者医療事業会計予算」について、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第38 議案第34号 令和 5 年度 和水町病院事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第38 議案第34号「令和 5 年度 和水町病院事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長 高木君

○病院事務長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第34号「令和 5 年度 和水町病院事業会計予算」について、提案理由の説明を行います。

1 ページを御覧ください。

（総則）

第 1 条、令和 5 年度 和水町病院事業会計の予算は次に定めるところによる。

（業務予定量）

第 2 条、業務の予定量は次のとおりとする。

第 1 号、病床数一般49床、療養42床、計91床。

第 2 号、年間入院患者延べ数 2 万4,879 人、1 日平均入院患者数68 人。

第 3 号、年間外来患者延べ数 2 万4,083 人、1 日平均外来患者数99 人。

第 4 号、主要な建設改良事業、資産購入費 1 億47 万4,000 円、施設費1,651 万7,000 円。

（収益的収入及び支出）

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。

収入・支出ともに10億5,096 万3,000 円を計上しています。前年度の当初予算に比べると 1 億 2,265 万4,000 円の増額となっております。

続きまして、2 ページを御覧ください。

（資本的収入及び支出）

第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,692万6,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。資本的収入が1億3,223万4,000円、資本的支出が1億6,916万円でございます。

(企業債)

第5条、記載の目的限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

(起債の目的)

医療機器整備事業、施設整備事業、限度額4,450万円。

(起債の方法)

証書借入、利率3.0%以内。

(償還の方法)

借入先の融資条件による。ただし企業財政、その他の都合により繰上償還または低利に借りることができる。

(一時借入金)

第6条、一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。

第1号、収益的支出における各項間の流用。

第2号、資本的支出における各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用できない経費)

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費6億5,795万2,000円。

第2号、公債費43万円。

(棚卸資産の購入限度額)

第9条、棚卸資産の購入限度は9,805万2,000円と定める。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

なお、次の4ページから7ページに、「令和5年度 和水町病院事業会計予算実施計画書収益的収入及び支出について」を添付しております。

それから、8ページと9ページは、資本的収入及び支出についての資料です。

10ページと11ページは、予定キャッシュフロー計算書となります。年間の業務活動、投資活動、財務活動それぞれのお金の動きを示したものとなります。

12ページから21ページは、給与費明細書になります。

22ページと23ページは、令和5年度の予算執行後の令和6年3月31日での財産の状況を想定した予定貸借対照表となります。

それから24ページと25ページが、令和4年度1年間の営業活動を行った上で、令和5年3月31日現在の決算見込みを行った予定損益計算書で、令和4年度の決算として4億3,409万8,224円の

純利益を見込んでいます。25ページの下から3段目の数字でございます。

次に、26ページと27ページが、令和4年度末現在の財産の状況を想定した予定貸借対照表としてそれぞれ計上しております。

続きまして、28ページから36ページは、収益的収入及び支出につきまして、予算説明書37ページから38ページまでを資本的収入及び支出の予算明細書として計上しております。

新年度においては、試算の購入費で1億47万4,000円で、医療機器や一般備品等の購入を予定しております。施設費の建設改良工事では、スプリンクラー設計委託等1,651万7,000円を予定しておるところでございます。

以上で、議案第34号「令和5年度 和水町病院事業会計予算」について、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） お諮りします。

議案第26号「令和5年度 和水町一般会計予算」から議案第34号「令和5年度 和水町病院事業会計予算」までの審査については、委員会の審査にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号から議案第34号までの審査については、委員会の審査にすることに決定いたしました。

日程第39 議案第35号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（高木洋一郎君） 日程第39 議案第35号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第35号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」、提案理由の説明をいたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和5年6月30日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

令和5年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由を申し上げます。

提案理由は、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

変更内容につきましては、次ページの新旧対照表を御覧ください。

この表にありますとおり、熊本県市町村総合事務組合同規約第3条第10号に関する事務、この事務は交通災害共済事業となります。この事業から、令和5年6月30日をもって玉名市が脱退することに伴い、地方自治法の規定により議会の議決を経るものでございます。

令和5年7月1日からの施行となります。

以上で説明を終わります。

御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第40 発議第1号 和水町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第40 発議第1号「和水町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 坂本君

○議会運営委員長（坂本敏彦君） 改めまして、こんにちは。

（こんにちは。）

発議第1号「和水町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」、提案理由の説明を行います。

和水町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び和水町議会会議規則第14条第2項の規定により提出をします。

提案理由でございますが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があります。これがこの条例案を提出する理由です。

令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護法が改正され、改正後の個人情報保護法では議会は適用除外となっておりますが、地方自治体の区域と特性に応じて個人情報の適正な取扱いを行う必要があるため、議会独自の個人情報保護条例を設定するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第41 陳情等の委員会付託等について

○議長（高木洋一郎君） 日程第41 陳情等の委員会付託等については、お手元に配りました陳情等一覧表のとおり、配付及び所管の任委員会に付託しましたので報告をいたします。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日7日は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これで散会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後 3 時12分